

四日市市告示第128号

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

四日市市長 森 智広

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第159号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、子育て・若年夫婦世帯の市外からの転入や市内の賃貸住宅からの住み替えを支援することにより、市内への定住の促進を図るとともに、空き家等の有効活用を図ることを目的として、予算の範囲内において空き家等の取得にかかる費用の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第9条 前条の規定による認定を受けた者（以下「資格認定者」という。）は、<u>四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付申請書兼請求書（第3号様式。以下「申請書兼請求書」という。）</u>に、次に掲げる書類を添付し、<u>前条の資格認定日の翌年度の固定資産税等の納税通知書が届いた日から最初の3月31日までの間に</u>市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>取得した空き家等に係る固定資産税等の納付を証する書類</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、子育て・若年夫婦世帯の市外からの転入や市内の賃貸住宅からの住み替えを支援することにより、市内への定住の促進を図るとともに、空き家等の有効活用を図ることを目的として、予算の範囲内において空き家等の取得にかかる費用の一部を助成することに関し、<u>四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、</u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第9条 前条の規定による認定を受けた者（以下「資格認定者」という。）は、<u>四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付申請書（第3号様式）</u>に、次に掲げる書類を添付し、固定資産税等の納税通知書が届いた日から<u>固定資産税等の第4期納期限までの間に</u>市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(補助金の交付決定)</p>

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定に基づき申請書兼請求書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知したうえで、補助金を交付するものとする。

2 (略)

(認定及び決定の取消等)

第12条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、市長は、期限を定め、決定者にその全部又は一部の返還を命じる。

(1) (略)

(2) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(3)から(6)まで (略)

第10条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、交付を決定し、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 (略)

(補助金交付変更の申請等)

第12条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、固定資産税等の課税額等について変更又は中止があったときは、速やかに四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付変更・中止申請書（第7号様式）にその内容が確認できる必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金交付変更・中止申請書を受理したときは、申請内容を審査し、第9条による決定を変更又は中止し、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付変更・中止決定通知書（第8号様式）により申請者に通知する。

(認定及び決定の取消等)

第13条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、市長は、期限を定め、決定者にその全部又は一部の返還を命じる。

(1) (略)

(2) 四日市市補助金等交付規則、この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(3)から(6)まで (略)

(関係書類の整備)

第13条 (略)

(補助金の評価)

第14条 (略)

(四日市市補助金等交付規則の適用除外)

第15条 この補助金は、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)第2条第1号の規定により市長が指定する補助金とする。

(実績報告書)

第14条 申請者は、補助金の交付決定を受けた年度に係る固定資産税等を完納したときは、速やかに四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金実績報告書(第9号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、第14条の規定による実績報告書を受領した場合において、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付確定通知書(第10号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 申請者は、前条の確定通知を受けた日から起算して10日以内かつ当該年度内に、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金支払請求書(第11号様式)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(関係書類の整備)

第17条 (略)

(補助金の評価)

第18条 (略)

(委任)

<p>(委任) <u>第16条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略) (有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和11年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p><u>第19条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略) (有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

第2号様式から第3号様式を次のように改める。

様

四日市市長

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金受給資格認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金について、受給資格があることを認定しましたので、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

つきましては、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記住宅にかかる最初の固定資産税等の納税後速やかに交付申請を行ってください。

記

1. 住宅の所在地 四日市市

(注意事項)

この通知書は、補助金の交付を約束するものではありません。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住所
フリ ガナ
 (世帯代表者) 氏 名
 電話番号 ()
 (申請者が自署しない場合、記名押印してください)

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付申請書兼請求書

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。また、補助金の交付が決定したときは、次の口座に振込みを依頼します。

記

1. 補助金交付申請額等

受給資格認定通知番号				
受給資格認定通知日	年 月 日			
住宅の所在地	四日市市			
補助金交付申請額	円			
所有者 (複数の場合全員)	土地		家屋	
固定資産税等の年税額	土地	円	家屋	円

2. 世帯構成員

	氏名	続柄	生年月日	年齢
世帯主			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳

3. 補助金振込先

振 込 先	銀行・金庫・組合		支店・支所・出張所
	口座種別	口座番号	口座名義人 (カタカナ)
	1 普通 2 当座		

4. 添付書類

- (1) 取得した空き家等に係る最初の固定資産税等の納税通知書及び課税明細書の写し又は公課証明書
- (2) 取得した空き家等に係る固定資産税等の納付を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

第7号様式から第11号様式を削る。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

(都市整備部都市計画課)